

第 47 回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和 6 年 8 月 9 日（金） 午後 2 時～

II 場所：葛飾区役所 7 階 705・706 会議室

III 出席者

1 【出席委員 16 人】

石井委員、二宮委員、浅井委員、稲吉委員、小野田委員、小林委員、佐藤委員、高橋委員、田中（麻）委員、坪井委員、津村委員、中山委員、三尾委員、山崎委員、小尾委員、林委員

2 【欠席委員 9 人】

阿部委員、岩城委員、江良委員、遠藤委員、黒沢委員、鈴木委員、町田委員、田中（香）委員、宮嶋委員

3 【事務局】

子育て支援部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、放課後支援課長、教育指導課長、他担当職員、委託業者研究員

IV 次第

1 開会

2 議事

(1) 「(仮称) 葛飾区子ども総合計画」の策定について

①乳幼児人口推計（案）について【資料 1-1】

②ニーズ調査に基づく家庭類型別児童数の算出について【資料 1-2】

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）【資料 1-3】

④少子化対策区民意識調査概要【資料 1-4】

⑤（仮称）葛飾区子ども総合計画（骨子案）について【資料 1-5】

(2) 令和 6 年度葛飾区の現況について

令和 6 年度葛飾区の現況【資料 2】

(3) その他

①令和 5 年度葛飾区児童相談所の状況について【資料 3】

②（仮称）葛飾区社会的養育推進計画策定の進捗状況について【資料 4】

3 閉会

V 配布資料

葛飾区子ども・子育て会議（第 47 回）次第

資料 1-1 乳幼児人口推計（案）について

資料 1-2 ニーズ調査に基づく家庭類型別児童数の算出について

資料 1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）

資料 1-4 少子化対策区民意識調査概要

資料 1-5 （仮称）葛飾区子ども総合計画（骨子案）

資料 2 令和 6 年度葛飾区の現況について

資料 3 令和 5 年度葛飾区児童相談所の状況について

資料 4 （仮称）葛飾区社会的養育推進計画策定の進捗状況について

1 開会

会長

- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出席状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- WEB会議システム使用についての注意点を伝達。

2 議事

(1)「(仮称)葛飾区子ども総合計画」の策定について

会長

- 議事(1)の①について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1-1 乳幼児人口推計(案)について)

- 現行の第二期計画の策定において、過年度における人口実態を基に推計するコーホート変化率法により乳幼児人口の推計を行いました。次の計画においても同様の手法により行いたいと考えております。コーホート変化率法について簡単にご説明いたしますと、同じ年に生まれた人々の集団が、どのような変化率で推移しているかを基に推計する手法です。例えば、令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれのコーホートは、令和5年4月1日時点では0歳、令和6年4月1日時点では1歳、令和7年4月1日時点では2歳となる人々の集団となります。各コーホートについて、過去の実績人口から「変化率」を求め、その変化率に基づいて将来の推計値を算出する手法になります。
 - 次に、(2)0歳児の推計方法についてです。0歳児人口については、前述の方法で計算した変化率を利用することができません。そのため、15歳～49歳の女性人口に対して0歳児人口がどれくらいいるかを示す「婦人子ども比」を使用して推計しています。
 - 2ページ目をご覧ください。先ほどご説明したコーホート変化率法を用いて算出した「2 推計人口(事務局案)」になります。事務局案として、A、Bの2案をご提案させていただきます。
 - 今回の推計資料作成に当たり、7月9日に開催した作業部会に推計のたたき台を提案し意見をいただきました。作業部会で出た意見をいくつかご紹介いたします。
 - ・感覚寄りの意見になるが、いま保育の現場にいて、子どもの数が減っていると感じるので、推計は厳しい数値のほうが現場の感覚と近いのかなと思う。
 - ・2025年に保育所の定員割れがいたるところで起きると言われている現状の中で、子どもは今後も増えないのではないかと推測している。そこを踏まえて、どれが一番妥当かと考えると、今生まれた子が成人するときが、一番子どもが生まれにくいという将来の数値が見込まれるため、少ない方が現状に沿った推移の見込みではないかと思う。
 - ・人口の流入が起こったときに少ない見積もりで出していると対応ができないというリスクがある。
 - ・若い人の場合、いろいろな区のやり方を見て引越しをする、いわゆる保活。そういったものもあると思うので、希望をアピールするのではないけど、そういった意味でも減少か増加かでいうと、打ち上げ花火的ではあるがそのようにしていった方がいいのではないか。希望的な観測ではあるが、気持ちを高めていく側面が大きいと思う。
 - ・初めに見たときは減少幅が大きい案が現実路線に近いのかなと思った。今後の計画にもよると思うが、若い人が住みたくなるようなまち、子育て支援策を打ち出せば、葛飾区に人が入ってくるかもしれない。そこを考えたときに減少幅が少ない案かなと思う。ただ、減少が少ない案にもリスクがあってコロナ禍のとき公立の0歳枠を閉めて調整を行ったがそれが公立にとどまらず民間まであおりが来た時にそれは話が違うかなと思う。もともと公立に行きたい人が窓を閉められると公平性に欠けると懸念している。
- 以上が、ご意見となります。作業部会の部会員の意見を基に、より現実に近くなるよう従前か

らのコーホート変化率法を用いつつ、算出した婦人子ども比について、今後も減少していきたくらうと想定し、過去の実績からの減少率を加味したのが、今回ご提案するA B案の2つの案になります。

- それでは、まずA案です。別紙A案をご覧ください。こちらは令和2年4月1日から令和6年4月1日までの5年間の葛飾区の人口実績を基に推計した人口です。右側の表が過去の実績となります。表の下の方に、婦人子ども比減少率という欄がございます。これは、令和2年から令和6年までの婦人子ども比の減少率4年平均を算出し、今後も同様の傾向が続くと想定して、令和11年までどのくらい減少するか見込んだものです。この減少率に基づき、各年度の婦人子ども比の前年度比を算出し、前年度の婦人子ども比にかけることによって、令和7年から令和11年の各年度の婦人子ども比を算出いたしました。
- 次に、B案です。別紙B案をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮し、中間年の見直し時と同様に、令和2年から令和3年までの減少幅を除きました。B案では、令和3年から令和6年の各年4月1日の4年間について、葛飾区人口を基に、コーホート変化率法により算出いたしました。令和3年から令和6年までの婦人子ども比の減少率3カ年分を算出し、今後も同様の傾向が続くと想定して、令和11年までの減少を見込みました。A案と比べ、令和2年から令和3年の大幅な減少を除いたため、より緩やかな減少傾向となっております。
- A案B案の内容については以上となりますが、この減少率の積算は0歳児についてのみ行い、1歳児以上の推計に使用する変化率は、令和2年から令和6年までの各年における、変化率の平均をもとに推計しております。過去5年間のコーホート変化率の平均からは、人口が減少する推計となっており、これまでの人口実態を考慮しても、両案とも妥当な推移と見込まれます。
- また、あくまで参考ですが、参考資料1として、葛飾区と近隣区等の、令和5年4月から直近までの0歳児人口の月別推移をグラフにしたものを作成いたしました。事前に郵送した資料のほか、8月の状況を更新したものを机上に追加配付させていただいております。右側には傾向をより分かりやすくするため、令和5年4月を基準として指数化したものを作成いたしました。各自治体とも傾向として、緩やかな減少傾向にあります。
- それでは1-1の3ページにお戻りください。各案の比較表を作成いたしました。この表では、令和7年度の0歳から5歳までの推計人口を示しています。事務局としては、2つの推計案を作成しましたが、B案でいきたいと考えております。A案は計画期間である5年先の推計をするために、過去5年間の実績を考慮する考え方をもとに積算いたしました。しかし新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きい令和2年について、減少率に算入してしまうと減少傾向がより強く出てしまう可能性があります。また、令和4年に実施した第二期計画の中間見直しの際も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていない令和2年4月の実績を除外した経緯もございます。以上を考慮すると、B案の方が妥当ではないかと考えております。
- 参考資料2をご覧ください。こちらは二期計画の人口推計と実績を検証したグラフになります。色の濃い方が実績値となります。推計が実績と乖離してしまう場合でも、計画期間の中間年で見直しを行い、より実態に近くなるよう推計し直しています。次の計画においても同様の実態との乖離が大きい場合は、同じ見直しを行います。
- また、参考ではございますが、足立区、墨田区、江戸川区の子ども・子育て支援事業計画の所管部署に、次期計画の人口推計について情報収集を行いました。各区とも計画策定中のため、人口推計についても作業中とのことでしたが、足立区、江戸川区は減少傾向で考えているとの回答でした。墨田区は、墨田区基本構想の基礎資料で、将来人口の推計を作成しており、その結果が令和18年度までは区全体で増加傾向を見込んでいるため、子ども・子育て支援事業の計画期間中は増加傾向で考えているとのことでした。ただし、計画で使用する0歳から5歳までの年齢階層別の詳細な数値はこれから確認するとのことでした。
- これらを踏まえ、委員の皆様からもご意見をいただきながら、次期計画について、最適な推計案として、A案またはB案のどちらかに決めていきたいと考えております。なお、事務局で、本区の都市整備部門に調査を実施しましたが、次期計画の期間中である令和11年度までの間に、大規模開発などの予定はないことを確認しております。したがって、今回ご提案する2つの案に大規模開発に伴う補正は不要と考えております。

会長

- ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

委員

- コロナの時期の人口減少というのは、出生率の低下なんだろうと思うのですが、その辺のところを省く理由が、何となく理解できないような気がします。実際に減っているわけですよね。その実態をあえて外して、例年通りコロナがなかった状態で考えていくっていうのが、どういう妥当性があるのかってことがもうちょっと裏付けが欲しいなという気がします。実際にはコロナで減っているという状況があるわけだからそれが現実問題として、その数値が加味されるべきなのかもしれないし、推計値を出すのは確かに、通常年として考えていく方が妥当なのかもしれないけど、実際問題どこかで加速するということが起こっているんで、そこをどのように捉えていくかというのはすごく大事なところで、大きく変化がどのくらい出るかはこれによって分かりませんが、子育て計画の人口の部分の基本の基本になるので、そこを十分に吟味して選択された方がいいんじゃないかなと思っています。

子ども・子育て計画担当課長

- 改めてA案、B案を見ていただきますと、令和2年度の0歳児のところが3,339人となっており、そこから令和2年から令和3年にかけて300人ほどお子さんが減っているという状況でございます。このあたりが新型コロナウイルスの影響を一番受けて、数値がガクッと減ったところで、これを減少率の中に入れるか入れないかというポイントが、論点かと思っております。そのところでいきますと、先ほどの事務局の説明にありました、令和4年度に行った中間見直しの時点では、令和2年度から令和3年度への減少がかなり著しかったというところも踏まえ、令和2年度を除いて、令和3年度から令和4年度の減少率を見て、推計をしたというところでございますので、今回も令和3年度以降が数字としては、減少傾向であります、少し平準化しているようなところもあるのかなというところで、令和3年度から令和6年度の4年分を、中間見直しと同様に取った方がより望ましいのかなという考え方で、B案を選択した方がいいのではという事務局の考え方を示させていただいたところでございます。

委員

- これは人為的ですよね。コロナという実態があったことを、ある種無視するという形になるわけ。統計的手法を考えていくときに、これが本当に正しいのかどうかは、統計の専門家に聞いた方がいいんじゃないかなと思います。何でもかんでもデータをぱっと取っちゃうっていうのは、簡単に決めないほうがいいと思います。今までも新型インフルエンザや新型コロナウイルス等が起きて、これから先もパンデミックってのは起こってくるわけで。そういうところで、そのような人口の動態の変化でこの5年間を取ることによって、ある程度その部分っていうのは数値的には相殺されていくような要素もあると思うから、そんなに大きく変わるものではない。ただそういう要素が入るところを、今までの流れの中でその中で正しいからといって抜いていくのは、統計的には処理の仕方としてはおかしいと思います。

子ども・子育て計画担当課長

- 作業部会のお示しをさせていただいたのが減少率ではなく、婦人子ども比の平均値を出すという形にしていたので、そういった意味ではお子さんが減る前の令和2年度入れた方が、お子さんが増える推計になってしまったというのはございます。ただ、作業部会で増えるという推計はどうなんだというようなご意見をいただきましたので、今回婦人子ども比の単純な平均値で見るのではなく、婦人子ども比がどう推移してきたかというところの減少率を見るという手法に変えさせていただいて、本会にご提示をさせていただいたものでございます。ですので、減少率ということになりますと、一番多かった令和2年度を入れてしまうとより減る方向になる、そういった形になると思います。

会長

- 先ほど他の自治体の例が出ていましたが、僕が関係している別の自治体の例でも、実はこの0歳児の減少傾向が増加で出ているんですよ。増加はおかしいだろうみたいな話で意見が結構出たし僕も言ったんですけども、そこは何か動かないわけですね。さっきの具体例で出た区のように、もう全体がそれで動いてしまっていて変えられないという話。でも、増加はまずいだろうっていう話なので、葛飾区は減少傾向で見ていくというところが一致した方向性なんですけども、2年後の中間見直しの時にもう1回見直すので、実態と齟齬がなければそこに近づけて

いくつというようなどころもあわせて考えていただければ。例に出した自治体は、子どもの人口が葛飾区の9倍ぐらい自治体ですけど、本当に大丈夫かなっていう心配があって、それと比較すると、減少のどこを目指しているのかっていうところで考えているということは、ちょっと付け加えておきたいなと思います。

- もう1つ、人口の推計を出すときに微増で計画を立てると、子育て支援事業を行っている側は、多めに出してくれてありがたいなと思うんですが、極めてシビアに響いてくるのが保育園の運営事業者と幼稚園の運営事業者になると思うんですけども、ぜひ当事者の方たちにご意見いただければと思います。

委員

- 作業部会でも、いろいろとお話をさせていただきましたが、A案とB案をお示しいただいて、総合計で見ると4名ぐらいしか変わらないので、言い方は良くないかもしれないけど、そんなに大きな違いがあるのかなってところが正直な感想です。私たちとしては、人口が多いから、多めに予算を取っていただけるのは大変ありがたいんですが、現実に沿った形で、考えていただくところは特段、個人的には異論はないです。

委員

- このA案とB案、この選択によって、どういったところにどういった影響があるかっていうのがちょっと見えにくいのでそこのところをお示しいただけたらと。

子ども・子育て計画担当課長

- 先ほどのお話しとも少し絡んでくるんですが、令和7年度の時点では4名というところなのですが令和12年度まで見ていただきますと、A案B案で人口の合計が大体100人近く違ってくるという部分がございます。この後別の資料でご説明をさせていただきますが、量の見込みと確保方策ということで、今後の区の取組の部分がございます。そういったところに、お子さんの数がどうであるか、その数字を使って量の見込みと確保方策を決めていくことになりますので、この推計の部分が区の今後の取組をどうしていくかというところに、はね返ってくる部分になります。そういったことを加味して、ご意見いただけるといいかなと思っております。

委員

- 生まれるだけではなく、転入というような形で、お子さんが入ってくる可能性が常ですので、事務局がお示ししてくださったB案の方が、受け皿としては少し安心なのかなと考えております。

会長

- ありがとうございます。なかなか数字のことで、難しい話題かなと思いますが、他にいかがでしょうか。この会議では、統計上の問題をクリアしつつ、A案かB案かというところが事務局から投げかけられているので、そこを議論していくということですね。事務局はB案でいきたいという意向で、2年後に必ず中間見直しが入るので、そこで前回のように微調整をするということかなと思います。生まれる、生まれないだけではなく、転入やいなくなってしまった外国籍の方が戻ってくるかもしれないということも含めて考えていただければいいかなと。
- それでは、本日事務局から提示された乳幼児人口推計2案のうち、1つの案を決めたい旨先ほど事務局からございました。事務局から、中間見直しのときの考え方に基づいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和2年を除いたということでこれは先ほどご意見があったので、確認していただきながらというようなどが前提になると思いますが、B案ということで、計画の基本にすえていくということでもよろしいでしょうか。

委員

- 数値はあまり大きくないのでいいと思います。ただ、今後どのようにこれを選んでいくかというところを、どう考えるかっていうのは事務局として考えておいた方がいいと思います。素のデータを勝手にいじくってこれを取らないのは、データを扱っていく上で、これを切り捨てるか捨てないかっていうのは、ある程度結論を誘導しちゃう可能性があるわけで、その科学的な形をやるのであればその辺の統計はやっぱりしっかりしておいた方がいいし、その統計の裏付けになる最初の素データっていうのはものすごく大事だから、そこ省くっていうのであればその省くための、よっぽどの根拠を示さないと駄目だろうと思います。その辺をしっかり示さないと、そのうちにこれに対して疑義があるって言われたときに反論できないので、反論できるだけのものは用意しといた方がいいと思います。今回はB案で全然いいと思いますが、その辺

がちよっと疑問点が残るなということだけ、お願いいたします。

会長

- ありがとうございます。おっしゃる通り、参考資料1でありますが一応国からも計算式やフォーマットが出ておりまして、その中に、地域の実情を勘案するという表現が必ず入ってますので、そのようなところで葛飾区の今の現状を勘案して推計することになるかなと思いますのでぜひよろしくをお願いいたします。
- 次に議事(1)の②について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

(資料1-2 ニーズ調査に基づく家庭類型別児童数の算出について)

- 量の見込みの算出の考え方ですが、国の手引きにより、教育・保育の量の見込みを算出するための算式が示されております。
- 量の見込みの算出方法は、国の手引きで示されている算出式により、ニーズ量すなわち量の見込みを積算します。先ほど決めていただきました将来の年齢別人口推計から、今回の量の見込みで用いる、推計児童数を推測いたします。その推計児童数に教育・保育需要を掛け合わせ算出いたします。今回は、教育・保育需要の点線で囲まれた中にある潜在家庭類型割合についてご報告いたします。
- 潜在的類型の算出の(1)「家庭類型の種類」に記載されておりますとおり、タイプAからタイプFまで計8つの家庭類型がございます。タイプAひとり親家庭、タイプBフルタイム×フルタイム、タイプCフルタイム×パートタイム。就労時間は月120時間以上+下限時間~120時間の一部、タイプC[^]フルタイム×パートタイム就労時間は月下限時間未満+下限時間から120時間の一部、タイプD専業主婦(夫)、タイプEパートタイム×パートタイム就労時間は双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部、タイプE[^]パートタイム×パートタイム就労時間はいずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部、タイプF無業×無業。なお、葛飾区における保育の必要性の下限時間は48時間となります。
- これら潜在的な家庭類型の割合を導き出すため、ニーズ調査の回答項目から、世帯の構成及び就労状況についてクロス集計し、各類型に振り分けを行っております。下段には、タイプ別に振り分けるにあたってのマトリックス図を掲載しております。
- 今回、ニーズ調査の結果をクロス集計し、現在家庭類型と潜在家庭類型別に分類しました。潜在家庭類型は、母親の就労状況の変化に着目し、ニーズ調査項目のうち就労形態の転換希望の有無により、潜在需要を推計するものになります。
- 教育・保育の量の見込みを算出するために、国の手引きに従い①の0歳児から就学前のほか、②~⑤の年齢区分別で集計し、さらに東西南北の4地域区分別の内訳を作成しました。
- 今後、ニーズ調査の結果から「教育・保育の利用意向率」について算出する予定でございます。利用意向率の結果と推計児童数、潜在家庭類型別割合を算出式に当てはめ、量の見込みを積算いたします。

会長

- ありがとうございました。それでは何かございましたらお願いします。

委員

- 無業×無業っていうのは、どういう実態の人なんですか。生活保護だとしても働いたりしたらもうちょっと上のパートとかに入ってくるのかなあと。無業×無業の方っていうのは、よっぽど生活困窮者とかそういう方も実際にいらっしゃるっていうか、具体的にはなんなんですか。

子ども・子育て計画担当課長

- 我々が行ったニーズ調査の中で、職業選択の欄がございましてその部分で、自分自身の無業とお相手の方が無業ということを選択された方について、この数字を取っておりますので、実態としてその方がどうであるかという中身までは把握しておりません。

委員

- タイプEのパートタイム×パートタイムで、双方が月120時間以上~とありますが、どちらかが120時間以上だとこれはパートタイムではなくフルタイムだと思うんですが、これは非正規とかそういうことなんでしょうか。

事務局

- 2ページの下マトリックス図をご覧ください。タイプEの方につきましては、中段のパート

タイム就労の中に区分される方で、両方の矢印が伸びている方のカテゴリに入る方になりますので、フルタイムとご回答いただいた方ではないと認識しております。

会長

○120時間以上の方がこのマトリックス図にありますよってということだそうです。

事務局

○クロス表の中でフルタイム就労にかかっていない方になります。

委員

○120時間を超える人ってというのはフルタイムの人と同じぐらい働いていますよねってということで、フルタイムとパートタイムって分けているのは、正規の人と非正規の人との違いですかと質問されたんだと思います。これは、質問の趣旨に書いてないので、事務局では本人がフルタイムって書いてあればフルタイムだし、パートって書いてあればパートだから正規か非正規かみたいなどころまで把握していませんよってお答えですよ。

子ども・子育て計画担当課

○おっしゃる通りです。アンケートの中で、勤務形態と勤務時間をお聞きしているのでそこでクロスをかけて行った結果、ここに当てはまる方がいるという事実ということでもありますので、120時間以上働いているからフルタイムに近いんじゃないかとかそういった中身の話というよりは、お答えいただいた部分のところを組み合わせていくとここに当てはまる方がいらっしゃるといような部分でございます。

委員

○対象のアンケートを取っている人が答えているから枠の中に入るのはどこだということ、正規とかは関係なく自分が当たるところはどこだというふうに回答したということですね。

会長

○お1人お1人にですか。

子ども・子育て計画担当課長

○そうですね。お答えいただいている方を分布していくと、このいずれかに当てはまる。その数目が3ページ以降のところ、現在とか潜在という形になっておりますけれども、それぞれ当てはめられた数字としてはこのような形になるということで、アンケートお答えいただいた方がこの2,414名ですので、それらを分布していくとこうなりましたという結果についての報告でございます。

会長

○年齢とか地域によってもひとり親の率ですとか、フルタイム×フルタイムのタイプBですとか、専業主婦のあたりでかなり違いが出てきているっていうのが面白いところかなっていうふうに思います。そうすると地域によっても、年齢によってもというようなところで、どういう施策をデザインするかというところで多少違いが出てくると思います。
○この地域はちょっとひとり親が多いなとかは、ぱっと見てわかるんですけども、年齢が就学に近づいていくに従ってフルタイムが減っているとか、何か事務局で気づかれたポイントが3つ4つあれば教えていただきたいです。

子ども・子育て計画担当課長

○地域別ですとかその傾向のところご説明できる資料今ご用意しておりませんので、今時点でこうですということでお答えできるところはございません。

会長

○次に議事(1)の③について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

(資料1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(案)について)

○地域子ども・子育て支援事業は、国が子ども・子育て支援法で定めているもので、利用者支援事業や時間外保育事業などの従前からの法定13事業に加えまして、第三期子ども・子育て支援事業計画より子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の新規3事業について、量の見込みと確保方策を定めることとしております。新規3事業の内容については、今後の説明の中で内容を簡単に説明いたしますが、詳しくは本日机上に配付いたしました参考資料2を、後ほどご覧おきください。

○第二期計画においては、過去の利用実績や増減率、現在の状況、将来の人口見込みなどに応じ

て量の見込み及び確保方策を設定しておりました。今回の第三期においても、算出方法は、第二期計画策定時の考え方をベースとしながら、近年の乳幼児の人口動向を踏まえた将来人口の推計や、各事業のアフターコロナの利用実績を踏まえた上で、令和7年度から令和11年度までの量の見込みと確保方策を設定してまいります。

- 資料1-3の1・2ページ目は総括表となっております、ここに記載している、1番から13番が「法定13事業」と呼ばれるもので、第二期計画の冊子では102ページから104ページに記載しております。また、14番から16番までが第三期計画より追加された「新規3事業」となります。第三期計画の総括表では、第二期計画と同様に、計画期間である5年間の量の見込みと確保方策を記載していく予定です。
- 初めに2ページの12の実費徴収に係る補足給付を行う事業についてです。この事業は、現在、国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、実費徴収とされていた食材料費について、補助を実施しており、第三期計画においても引き続き実施していく予定でございます。
- 次に、13の多様な主体の参入促進事業です。この事業は、現在、保育所の設置等に際して、保護者のニーズに応えた多様なカリキュラムを導入する民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図っているものでございます。こちらは、先ほどご説明いたしました乳幼児人口推計等を基に、東西南北別の保育の量の見込みと確保方策を算出した上で、必要に応じて設定する予定ですので、現在検討中としているものでございます。
- 次に、15の児童育成支援拠点事業についてです。この事業は、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもので、第三期計画より新たに創設された事業でございます。国から求められている安全・安心な居場所の提供や食事の提供などの7つの包括的に実施すべき内容については、既に児童館や子ども未来プラザ、NPO法人等のそれぞれの施設で実施しておりますが、拠点施設を設置し、全ての内容を包括的に実施するためには、様々な調整や検討が必要なことから、実施方策等の検討としているものでございます。
- それでは、資料の3ページの量の見込みと確保方策の算出方法についてをご覧ください。これから、それぞれの事業における算出方法について説明いたしますが、資料に記載されている数字は、それ以下の桁数の数値も含めて計算しているため、表内数値の合計等が合わない場合がありますので、予めご理解いただければと存じます。また、量の見込みを算出する際に、令和7年度から令和11年度の人口推計の数値が必要な事業については、先ほどご説明したB案の数値をもとに算出しております。
- それでは、初めに1利用者支援事業です。この事業は、妊娠期から子育て期に至るまで、保育に関する施設や事業の円滑な支援を行う「特定型」を、区役所4階の子育て支援窓口と子ども未来プラザの出張相談で3カ所の合計4カ所で、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う「母子保健型」を、保健センターの4カ所、子ども未来プラザの3カ所、基幹型児童館の4カ所と、区役所4階の子育て支援窓口の合計12カ所で実施しております。中段に記載しております今後5年間の量の見込みと確保方策については、令和8年度に基幹型児童館の白鳥児童館を廃止し、新たに子ども未来プラザ白鳥を開設する予定であることから、令和9年度より、子ども未来プラザ白鳥の出張相談を追加して「特定型」を5カ所とし、「母子保健型」は総数について現在と同様の12カ所としております。
- 次に4ページの2時間外保育事業をご覧ください。過去5カ年の実績を見ていただくと、令和2年度に利用率が29.48%に減少しましたが、その後は30%前後の利用率で推移しております。そのため、時間外保育事業の今後の利用率は、令和2年度から5年度の平均値である30.26%と見込み、今後算出する予定である令和7年度から11年度の各年度における、2号・3号認定の人数に利用率見込みの30.26%をかけて各年度の量の見込みを算出する予定でございます。また、確保方策については、算出された量の見込みにもよりますが、現在の時間外保育事業実施施設数とする予定でございます。
- 次に5ページの3放課後児童健全育成事業、学童保育クラブ事業をご覧ください。令和6年度も含めた5カ年の実績を見ていただくと、在籍児童数と待機児童数を足した学童保育クラブ

事業の利用希望人員は、令和3年度を除いて、年々増加傾向にあり、令和6年4月には、学校内の諸室を活用した学童保育クラブの待機児童解消に向けた、放課後居場所事業利用者を含めて、5,477人となりました。

- 6ページをご覧ください。過去5年の区立小学校在籍児童数と、6歳から11歳人口の比較では、この5年で大きな変動はないことから、その平均値95.77%、令和7年度から令和11年度の6歳から11歳の推計人口にかけて令和7年度から令和11年度の区立小学校在籍児童数を推計します。
- また、過去5年の区立小学校在籍児童における学童保育クラブの利用希望率は、令和3年度に微減しましたが、全体的に増加傾向であることから、直近の令和6年度実績26.99%に増減率104.17%を掛けて、令和7年度から令和11年度の利用希望率見込みを算出いたします。これらの計算をした結果が、7ページの一番上、今後5年間の量の見込みに記載の令和7年度から令和11年度の利用希望人数となります。
- 学童保育クラブについては、原則、学校の改築などに合わせて敷地内に整備していることから、量の見込みについては、その最大値である令和11年度の5,862人を、令和7年度から令和11年度の量の見込みとし、令和11年度の量の見込みに向けた計画的な確保方策を設定します。この間の待機児童対策については、先ほど令和6年度の実績で触れた学童保育クラブの待機児童解消に向けた放課後居場所事業等で対応していく予定でございます。なお、国の手引きでは、量の見込みにおける学年ごとの人数を算出することとなっているため、過去5カ年の平均から児童の構成比を算出し、量の見込みにかけて、学年ごとの人数を算出しております。
- 次に8ページの4 子育て短期支援事業をご覧ください。この事業は、保護者の事情により育児が困難な場合に、一時的に宿泊を伴う「ショートステイ事業」と、保護者の帰宅が遅い場合に一時的に夜間の保育を実施する「トワイライトステイ事業」があり、現在区内1カ所ずつで実施しております。それぞれ過去5年の実績を見ると、利用者数は令和2年度に減少したものの、その後は増加傾向にあり、過去5年の伸び率については、ばらつきがあることから、今後5年間の量の見込みについては、過去5年の実績で最大値となる令和5年度の実績に、過去5年の伸び率平均をかけて今後5年間の量の見込みを算出しております。9ページの確保方策をご覧ください。ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の確保方策については、現在の施設数に定員と利用可能日数をかけてそれぞれの延べ人員を算出しております。
- 次に10ページの5 地域子育て支援拠点事業、子育てひろば事業をご覧ください。過去5年の利用実績を見ると、利用者数は令和2年度に減少したものの、その後は増加傾向にあり、乳幼児1人当たりに対する利用率も同様の傾向にあることから、今後5年間の量の見込みについては、令和7年度から令和11年度の乳幼児人口の見込みに、令和5年度の乳幼児1人当たりに対する利用率をかけて算出しております。また、施設数における今後5年間の量の見込みと確保方策については、令和5年度実績として、現在よりも少ない70施設で今後の量の見込みを上回る139,445人の延べ利用者数があることから、現在の施設数としております。
- 次に11ページの6 一時預かり事業をご覧ください。幼稚園等における通年型預かりは、在園児の教育時間外における預かり保育のことで、保育所等における一時預かりは、家庭保育をしている保護者がリフレッシュ等の目的で保育所等において一時的に子どもを保育するものでございます。まず、幼稚園等の通年型預かり保育について、過去5年の延べ利用者数は令和2年度に減少し、令和3年度から令和4年度は増加しましたが、令和5年度は減少に転じました。一方で、在園者1人当たりに対する利用率は、令和2年度に減少したものの、令和3年度以降増加傾向にございます。また、中段に記載の定期利用保育の延べ利用者数は増加傾向にあり、通年型の延べ利用者数のうち、定期利用が占める割合も同様の傾向にございます。このため、幼稚園等における通年型預かり保育の今後5年間の量の見込みは、今後算出する予定である令和7年度から11年度の各年度における1号認定の人数に、利用率見込みとして、令和5年度の在園者1人当たりに対する利用率をかけて、各年度の量の見込みを算出する予定でございます。また、定期利用保育の延べ利用者数見込みについては、今後算出する予定の通年型預かりの各年度の延べ利用者数に、令和5年度の通年型の延べ利用者数のうち、定期利用が占める割合14.34%をかけて算出する予定でございます。12ページの確保方策については、延べ人数は、現在の実施施設数に直近の1施設当たりの延べ利用者数最大値である令和4年度の実績4,431人をかけて、137,361人とする予定です。なお、施設数については、現在の実施施設数と

する予定でございます。

- 次に 13 ページをご覧ください。保育所等における一時保育につきましては、過去5年の延べ利用者数は、令和2年度に減少したものの、その後は増加傾向にあり、対象者1人当たりに対する利用率は、令和3年度以降増加しております。このため、保育所等における一時保育は、令和7年度から11年度の各年度において、0歳から5歳の人口推計の人数から今後算出する予定である令和7年度から11年度の各年度の2号3号認定の人数を差し引いて、対象者見込みを算出した上で、令和5年度の対象者1人当たりに対する利用率228.19%をかけて、各年度の量の見込みを算出する予定でございます。確保方策につきましては、実施箇所数に、開所日数と定員をかけた人数が最大確保数となることから、延べ人数は、今後算出する量の見込みの最大値とし、施設数は、令和8年度までは現在の実施施設とし、令和9年度からは、開設予定施設1カ所を加えた施設数とする予定でございます。
- 次に 14 ページの7 病児・病後児保育事業をご覧ください。病後児保育の過去5ヵ年の延べ利用者数を見ますと、令和2年度と令和4年度は減少した一方で、令和3年度と令和5年度は増加傾向にありました。このため、病後児保育の今後5年間の量の見込みは、今後算出する予定である令和7年度から11年度の各年度の1号から3号認定の合計人数に、令和5年度の在園者1人当たりに対する利用率4.27%をかけて算出する予定でございます。先日開催いたしました作業部会において、「病後児保育において、量の見込みに1号認定の人数を算出している理由等について」意見をいただきました。子ども・子育て支援法における「病後児」は、「疾病にかかっている小学校就学前の子どものうち、疾病の回復期であって、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なもの」とされており、対象者を認定子どもで表すと、1号認定の子どものうち、労働等の理由により家庭において保育を行うことが困難なもの及び2号3号認定の子どもとなります。お示ししている量の見込みの算出方法は、保育施設等の在園児童数に対する病後児保育の利用者数の割合を算出し、その令和5年度の実績に保育施設等の在籍児童見込み数として、1号2号3号認定子どもの数を乗じることにより算定したものであり、実績、見込みともに、同等の定義の数値を用いていることから、算出方法として1号認定の人数を含めることは適切であると考えております。
- 次に、下段に記載の病児保育の過去5年の延べ利用者数をご覧ください。こちらも病後児保育と同様の傾向にあることから、15 ページに記載の、今後5年間の量の見込みは、今後算出する予定である令和7年度から11年度の各年度の1号から3号認定の合計人数に、令和7年度から11年度の各年度の6歳から8歳の人口推計の人数を足して、令和5年度の対象者1人当たりに対する利用率4.77%をかけて算出する予定です。病児・病後児保育の確保方策につきましては、算出する量の見込みにもよりますが、現在の実施施設での定員数を確保方策とする予定でございます。
- 次に、16 ページの8 子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業をご覧ください。過去5年の実績を見ますと、就学前児童預かりは令和2年度に減少したものの、その後は増加傾向にある一方で、就学児童預かりは令和2年度に減少し、その後は減少傾向にありましたが、令和5年度は微増に転じました。今後5年間の量の見込みは、就学前児童預かりについては、過去3年間の実績が増加傾向にあることから、令和5年度の実績988人に令和5年度の伸び率15.02%をかけて算出しております。また、就学児童預かりについては、令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度に微増に転じたことから、令和5年度の実績510人に、5年度伸び率6%を掛けて算出しております。確保方策については量の見込みと同数としてございます。
- 次に、17 ページの9 乳児家庭全戸訪問事業、こんには赤ちゃん訪問事業をご覧ください。こちらの量の見込みにつきましては、令和7年度から11年度の各年度の0歳児の推計人口としております。また、確保方策は、利用人員に応じた訪問指導員数としてございます。
- 次に、18 ページの10 養育支援訪問事業をご覧ください。この事業は、特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、助産師等が家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業でございます。今回の第三期計画より、子育て世帯訪問支援事業が新設されたことに伴い、これまで養育支援訪問事業で行っていた育児・家事援助につきましては、過去5年の実績から除外をしております。過去5年の利用延べ人員は年度により、利用者数の推移のばらつき

が大きくなっております。このため、今後5年間の量の見込みは、過去5年の平均利用延べ人員により算出してしております。確保方策については、量の見込みに応じた事業者数としております。

- 次に、19 ページの 11 妊婦健康診査事業をご覧ください。過去5年間の初回健診者数の実績は、翌年度4月1日時点の0歳児人口と比較すると、ほぼ100%の実施率となっているため、翌年度4月1日時点の乳幼児人口を初回健診者数として今後5年間の量の見込みを算出してしております。確保方策につきましては、現在の妊婦健康診査実施回数と超音波検査実施回数としております。
- 次に、20 ページの 14 子育て世帯訪問支援事業をご覧ください。この事業は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもので、第三期計画より新たに創設された事業でございます。参考資料として、本日机上に配付した国の手引き 30 ページに記載がございますが、国からは量の見込みの算出に当たっての計算式が示されるとともに、新たに創設された事業であることから、計画を策定した後において、各年度の実施状況を把握し、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うことを求められております。資料 20 ページに記載している計算式にある③の対象世帯数については、国の手引きの 30 ページに記載されている通り、相談支援員等が相談を含めて対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計となっております。このため、本区では児童相談をしている世帯のうち、養育支援訪問事業を利用している世帯を利用が望ましい世帯として、その実績等を基に国の算出式に当てはめて、資料 22 ページの⑥今後5年間の量の見込みに記載の通り、令和7年度から令和11年度の各年度の量の見込みを算出し、それと同数を確保方策としております。
- 次に、23 ページの 16 親子関係形成支援事業をご覧ください。この事業は、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図るもので、14 の子育て世帯訪問支援事業と同様に、第三期計画より新たに創設された事業でございます。参考資料として、本日机上に配付している国の手引き 31 ページにも記載がございますが、国からは量の見込みの算出にあたっての計算式が示されるとともに、14 子育て世帯訪問支援事業と同様に利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして適切に見直しを行うことが求められております。23 ページに記載しております計算式にある③の対象世帯数については、国の手引き 32 ページに記載されている通り、相談支援員等が相談を含めて対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計となっております。このため、本区では、虐待の防止、親子関係の改善、家族の再統合を図るために、親のグループカウンセリングや家族カウンセリングなど様々な心理学的援助を行う心理プログラム利用世帯数を利用が望ましい世帯として、国の算出式に当てはめ、24 ページの⑤今後5年間の量の見込みに記載の通り、令和7年度から11年度の各年度の量の見込みを算出し、それと同数を確保方策としてございます。
- ご説明いたしました、量の見込みと確保方策の算出方法をベースに、本日委員の皆様からいただきました意見を踏まえて、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の算出をしていきたいと考えてございます。

会長

- ありがとうございます。それではただいまの説明についてご質問ございますか。

委員

- まず1点、聞きたいのは時間外保育のところ、保育の利用率が令和2年が29.48%、令和4年度が28.81%と落ちていますね。それからその他のところでものすごく顕著に出ているのは、病児保育も同じなんですけど、その病児保育のところでは令和2年度が1.72%、令和4年度が2.4%。令和2年度はコロナの影響とわかっていると思うんですけど、令和4年度は何の影響だと考えてらっしゃるのか、もしわかっていたら教えてください。
- それからもう1つ、こういう形で令和2年度に一時預かりが88.13%とか病児保育が1.72%、ファミリーサポートも-54.82%とデータの的にコロナの影響で低くなってるデータがガンガン

入ってるわけです。このデータが全部引かれているデータです。令和2年度のデータ総計の中から省いてる総数を出してる中において、ここの部分は省かないんですか。向こうを省いているんだから、省かなきゃおかしいんじゃないですか。少なくともこの令和2年度のデータっていうのは全部捨てたほうがいいんじゃないですか。これは根拠に一貫性がないと思います。このデータをこういうふうに出しても、全く意味がないと思います。最初のデータをそこで捨ててるのであれば、その捨てた中で判断してそれで出していないとおかしな数値になると思います。例えばファミリーサポートで-54%なんてその影響がものすごく出ちゃってると思いますし、その他のところも、例えば病児保育に関してはちょっと面白いところが出ていて、僕らのところも、金町とか立石の休日診療所に出てってどのぐらいの人の受診率が下がったか。コロナのときにもものすごく下がっていてそのあと利用率としてまたそのあと上がってきてるんだけど、でも昔みたいな形には戻ってこない。つまり子育ての1つの環境の中の動きが変わりつつあるっていうそういうふうな読みを取らなきゃいけないのに、こういう形で、このデータに関しては、平成31年から令和5年まで順繰りに全部平均値出して、それを過去の利用率と見込む。これはおかしいと思いますよ。そここのところをちゃんとやるのであれば、令和2年度の方は全部省いたほうがいいんじゃないですか。

子ども・子育て計画担当課長

- 令和2年度を入れる、入れない、の話のところを答えさせていただければと思います。いくつか事業がある中で直近の令和5年度の実績ですとか伸び率とかをかけているものもいくつかありますが、おっしゃる通り平均で取ってしまっている部分がございますので、今おっしゃっていただいた部分を受けとめさせていただきまして、平均で取ってしまっているところに関しては、一旦事務局として預からせていただければと思います。

委員

- 小学校の児童数とかですね、変わらないところってあるわけですよ。コロナであろうがなんだろうが絶対に動かない数のデータはそのまま使っていいと思います。いわゆる利用する人が例えばコロナとか周りの環境の状況によって、外に出て行かないとかそういう状況のあるデータに対して、齟齬が出てくる。時間外保育もおんなじこと。他のところデータもそういうところだから、そこを考えるとやっぱりやらなきゃいけないし、それから短期のショートステイも令和2年の-9.9%、このデータがいわゆる足を引っ張ってるわけですよ。これは実際の実態を表していないと思いますから、その辺はしっかり吟味して、もし最初のところを抜くのであれば、そこまでしっかり考えて量の見込みを出さないと、通常の生活に戻ったときの状況の中でどのぐらいの確保数が必要なのかということがやっぱり必要になってくると思います。ただ、もう1つのパターンは先ほど言ったみたいに、今の子育て世代の行動パターンが少し変わってきて、どういう行動をとるようになったか。例えば、受診行動も変わってきて単純にお医者さんにかかるんじゃないなくて、少し自分とこで待とうとかそういうふうな行動変容ができてから、そういう部分をどう反映させていくのか、そうすると時間外保育に預けるのか病児保育に預けるのかというところで動きがちょっと変わってくると思うし、その辺まで考慮していかないと本当のことはできないと思うから、ある程度吟味して量の見込みを出していかないとまずいと思います。

子育て施設支援課長

- 時間外保育の令和4年度の落ち込みの関係のご質問ですが、こちらでの理由などまで集計しておりませんので、この分析は難しいかなと思います。

会長

- 一言加えると、コロナ禍のところでは支援センター等で利用制限したっていう背景が多分あるので、それはおっしゃる通り、抜いたほうが良い。緊急事態宣言等で午前中だけとか利用制限した背景があるところは考慮したほうが良いと思います。

委員

- 病後児で令和4年度利用率が減ったっていうのは、1つはそもそも利用する子どもの人数が、大きく減っているのではないかなと思っています。保育所でも0歳児の欠員が見られた時期がこの時期なので、もともと一番利用が多かった平成31年度に比べると、利用できる対象の年齢が減っている。それから、子育ての環境が変わり、在宅勤務が増えて家で見られるっていうお子さんも増えてきています。結果、時間外の延長保育の利用も、今まで10何人だったのが、

3人4人ぐらいの人数に減っていますので、コロナを境に子どもを育てる職場の環境や親の意識の変化が、このあたりで見られたのではないかなと思っています。令和5年にまた、病児・病後児は増えていますが、少し自由な活動になってきましたので、また、外に出る機会、在宅勤務、テレワークよりも出勤して勤務をするってところが増えてきたので、人数は増えていきますし、色々な病気にかかっていますので、どうしても利用せざるをえない保護者も増えてきたんだと思います。現実、今年度になって少しずつ利用は元に戻っていきつつありますので、この数字はまた令和7年度以降も変わっていくのではないかと、病児・病後児に関しては推測しているところです。

- 学童は、あと5年もすれば小学校に入っていくお子さんは絶対減り、今ちょうど一番待機児が発生した年齢の子どもたちが小学校にも上がっているわけですから、学童の定員が足りないっていうのは当然のことだと思っています。しかしこれも一時のことなので、今の説明の中では、令和11年までに新しく小学校を建て直して学童も一緒に作っていく。その間は、何か違う施策でそこは対応していくと理解しています。学童も長い目で見るとやはり、今の5年間で足りないのであってそのあとの5年は保育所と同じような傾向になるのではないかなと思っています。

放課後支援課長

- まさにおっしゃる通りで、今後この5年がおそらく児童数のピークになるというふうに我々も考えております。一方でやはり施設を作り過ぎてしまうと、当然そこに欠員が出て、運営が厳しくなったりするという状況も考えられますので、やはり適正規模ということを考えていく中でうまくやっていきたいなと。葛飾区は学校改築をする際には、学童保育を校内に設置を進めております。それとは別に、今年度から今お話のあった放課後子ども居場所事業「かつしかプラス」という事業なんですが、これはいわゆる待機児となった児童の受け皿として、基本的には学童を運営されている法人さんに、預かり事業というのでお願いをしてる。これは待機児対策ではなくてですね、待機児解消のための、緊急的な事業という位置付けでやっておりますのでこういった事業を併用しながら、学童の待機児については、減少していくような形の取組を進めていきたいと考えております。

会長

- ちなみに、その小学校以降のさっき家庭類型別児童数が出てきましたけど、小学校以降の家庭類型別っていうのは、把握しているんでしょうか。

子ども・子育て計画担当課長

- アンケートの中では0歳から5歳の方へのアンケートになっておりますので、小学生以上とところ、家庭類型については把握していないという状況でございます。

会長

- 小学校のニーズ調査は行わなかったでしたっけ。

子ども・子育て計画担当課長

- 小学生以上については把握していません。

会長

- 他の自治体では小学校の保護者へのアンケートを取っているのですが、学童だけこの累計がなくてよく算出してるなっていうのはちょっと思いました。これは何年か先になるのか、すぐなのかわからないんですが、そのあたりも把握されたらどうかと思いました。

子ども・子育て計画担当課長

- 家庭類型のところはお聴きしていませんが、別で小学生以上の方にアンケートをとったりはしていますのでその辺りも含めて今後検討させていただければと思います。

委員

- ショートステイですとかトワイライトステイとかが葛飾区内に1カ所しかないものですから、ちょっと距離の遠さが利用に繋がってなかったり、1日の利用定員があったりするので、利用率が上がらなかったりというようなそういったケースもあったりするので、そういった潜在的な人数を入れると客観的なデータじゃなくなってしまうので難しいとは思いますが、そういう潜在的なニーズみたいところも含める必要があるのかなというふうには感じたのが1点。
- 新規3事業、私はとても期待をしているところなんですけれども、例えば親子関係形成支援事

業のところ、③番対象世帯数で、令和5年度が3世帯で令和6年度が6世帯ということで書いてあるんですが、この令和6年度の6世帯というのは見込みになりますでしょうかそれとも4月から現在までの数になりますでしょうか。

児童相談課長

- 令和5年度に関しましては実績で令和6年度に関しては見込みでございます。状況としましてはやっぱり非常に大切なこととは考えておりますが、やはり当事者の方たちが参加しづらいというところもあるので、どういった形で参加していただくかっていうのも工夫してかなきゃいけない部分だなと捉えておりますので、そういったことも踏まえて児童相談所でも、有効になっていければというふうに考えております。

委員

- この令和5年度の3世帯というところなんですけれども、葛飾区児相開設前は足立児相が葛飾区の家庭も担っていたと思うんですけれども、そういったところも、3世帯には反映されているのでしょうか。

児童保護担当課長

- 葛飾区児童相談所で対応した件数になります。

委員

- となるともうちょっと多いかもしれないというようなところになりますかね。利用しやすく選択もできるような、そんな使いやすい事業になることを願っています。

会長

- トワイライトステイ、ショートステイの伸び率がすごく、コロナ禍の影響をほぼ受けてないような感じなんです。やりきれてるっていうか、1カ所だと言って言うようなお話もありましたけど。

委員

- やりきれてないというところは正直なところなんですけど、利用人数がどんどん伸びていて、教育も保障するというので、朝学校まで送り届けたりですとか学校までお迎えに行ったりとかするんですが、葛飾区内全域からなので朝タクシーで送迎するんですけどタクシー3台ぐらい必要な日もあったりとかして、なかなか手が回りきらないところもあったりするので、1カ所だけではなく他の場所とかにできると利用のしやすさにも繋がったりもするのかなというふうには感じています。

子ども家庭支援課長

- 区としてもショートステイ、トワイライトステイが1カ所だというのは課題だと思っております。今年、去年とショートステイの宿泊の枠を5人から6人に増やしていただいて、大変助かっております。今後とも利用者増えているので、ニーズに応えられるように、政策として考えていきたいと思っております。

会長

- 1から2ってハードルはきついかもしれないですけども、ぜひ1.5とか、数字だけ見ると大変なんじゃないかなと思われませんが、令和11年まで何らかの柔軟な対応を考えていただければいいかなと思います。

委員

- 知的障害を伴わない発達障害児に対する療育プログラム、治療教育なんですけれども、葛飾区には全然ないっていうのをお聴きしたんですね。ボランティアで、発達障害のお子さんを抱える親の方、ひとり親を含めて対話する機会があるものですから、複数の親御さんから、遠いところまで行かなきゃいけないので交通費もかかる、小さいお子さんの発達障害の場合、ADHDも、重複してる場合も多いですから、連れて行くだけでもひと騒動というか、かなり負担が大きいので、近隣にそういった場があれば、非常に助かるという声をお聴きしました。足立区の療育の手帳があるんですが、いくつも事業所があるんですね。発達障害のお子さんが増えている実情があるので、児相が出来たのですから、なんで標準的なことができないのかなと。北関東の田舎の方に長く住んでたんですが、貧乏な自治体でしたけれども、ちゃんと発達障害児に対する療育プログラムはあるんですね。お金の問題じゃないなど。福祉に対するビジョンといいましょうか、そういった部分で発達障害のお子さんが抜けている。あるお医者様にお聴きしたら葛飾区では、知的障害を伴わない発達障害は障害だとは認めてないということをお聴

きして、それはちょっと改善していただきたいなあと思っています。この会議には一言もそのような話が一切出てこない。知的障害を伴わない発達障害の場合、療育が子ども時代にどれだけ出来るかが将来の自立にもすごく大きな影響を及ぼす。その子の人生を決めてしまうぐらいの大きな問題なので、どこで生まれたかで、その子の将来が決まってしまうみたい。ある意味、その子たちがしっかりお金をかけて療育をして、いずれ納税者になっていく可能性が非常に高い。能力も高い部分の中にはあつてすごく力を発揮してる方もいらっしゃる。そこは声を大にしていきたいなあと思っています。

子ども家庭支援課長

- 発達に関する相談は子ども家庭支援課で発達相談係が受けていますが、葛飾区内には公立の児童発達支援センターが1カ所と、民間の児童発達支援センターが2カ所ありまして、発達障害の方も、療育が必要な方は受け入れております。
- 民間の事業所も、いくつかはございまして、確かに希望する方が全員保育園のように入れるかというところちょっとステップがあつて、時間がかかったりということもございまして、発達障害に関しても、取り組んでいるところではございます。遠くまで通つての方も確かにいらっしゃる。大変なことというふうには、課題として認識しています。

委員

- 医師会としてお話をしますが、医療機関として発達障害を見てくれるところというのが非常に少ないというのは現実としてあると思います。発達の療育センターも確か2カ所ぐらいしかない。大体、東京都の東の方はそういうのが少ないという状況があつて、なかなかその辺を抱えるのが難しく、普通の小児科医が全部見れるかというところ、時間をかけなきゃいけない、そこまでなかなか手が回らないというのが実情です。これもコロナの後で受診行動が変われば少し違ってくるかなとは思つてはいるんですけど、なかなかその辺のところは今後の課題だとは思っています。実際問題、精神科を必要とするような発達障害の人を受け入れるところというのはまずない。四つ木に療育園がありますけどよつぎ療育園は今受け入れが全くできない状況です。知的障害+発達障害ちょっと重度の方が多い。それから国府台にあるんですが国府台では、初診の患者さんは毎月最初の1日に電話で一斉に入れてそこで取り合いになってしまう。そのくらいの問題。その辺の流れの中でそれをスクリーニングするのは何かというと5歳児健診とかいろいろ作つてはいるんですけど、5歳児健診もちょっと少しこれから変えなきゃいけないと思つてるところなんですけど、5歳児健診のところで発達障害を早く見つけて結局どうなるかというところそのままの形で小学校に上がつてしまつていくというのが今の実態です。小学校でも、いろいろな形で教室に居られないというADHDがたくさんいて、先生方が教育関係者の中で、非常に苦労されているのが今の実態だと思つています。その辺は、教育の方面とそれから医療面とその下の保育園レベルでの療育という部分をきちんと考えながら、これから整備していく必要はあると思つています。それはやらなきゃいけない課題なんですけど、実際にその辺をリードしていくところがなかなか難しく、改善しなきゃいけない問題だと思つております。

副会長

- 今、実際の機関の方での実態とかを教えてくださいまして非常に勉強になったところなんですけれども、計画とか会議というそういったレベルのところでも申し上げますと、今、こちらの会議として行われてるのはこの子ども・子育て支援事業計画の会議として行われており、そういった発達障害ですとか障害児に関わるものについてはこちらの会議とは別のところの、障害福祉課の会議の方でされておまして、この会議とは違うんですが、葛飾区子ども総合計画というところと、障害計画のところでも連携をとりながらいろんなことを進めていくというふうには、こちらの計画の概要のところにも書いてある通りなんです。今後、こちらの子ども・子育て支援事業計画のところと葛飾区の子ども・若者計画のところはやがて統合されていくと、お話を伺つているところなんですけれども、この統合していく過程の中で、今まで障害福祉課の方で取り扱つている障害児計画の方です。それをどのように関連づけていくのかとかそういったところが少し一般の方からは見えにくいのかなというふうには印象を受けるところです。事務的な部分に関して言いますと、葛飾区の方では障害に関すること障害者に関することを一生懸命されているということは、詳しく見ればわかることなんですけれども、ただ、一般の方がパッと見たときにどのような施策展開をされているのかというところが、計画を見たときに分

かりづらいのかなというところでお母様方が惑われているんじゃないかなと思っており
ますので、今後、計画を統合して立てていく際に、少し整理をして見やすくするよう
なそういった手立てを打っていかれると良いのではないかなと思っております。

委員

- 発達障害を持っておられたお母様が、療育プログラムって何って言われたこと
もあるんですね。どこからもそういう情報を得てない。そこはちょっとびっくり
なんです。世田谷の方にボランティアに行って、その会の中で話をしたらびっ
くりされてました。そういうことが、発達障害を持たれた方に対して、施策
を打っていこう葛飾区としてしっかり支援、サポートしていこうという根本
的な姿勢みたいなのが、できれば関わらないようにしようみたいな、そんな
印象を持ってしまったみたいな言い方をされてたので、世田谷だったらどん
どん信じていこうっていう感じで出していく。でもあそこは多分、東京でも一
番だと思うので、いきなり比較にはならないかもしれないですけども、世田
谷区広いですけども幾つも幾つもそういうところがあって、学齢期に入っ
ても療育プログラムをやってる唯一の区とかっていうところがあるので一概
には言えないんですけども、ちょっとその点だけは皆さんにお伝えしたかっ
たです。

会長

- 次に議事(1)の④について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

(資料1-4 少子化対策区民意識調査概要)

- (仮称)葛飾区子ども総合計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町
村こども計画」の位置付けを予定しております。そこで、葛飾区内のこれから
子育てをする可能性のある男女の、結婚・出産・子育て等に関するニーズを
把握し、計画の策定に向けた基礎資料などとするため、令和6年の少子化
対策に関する区民意識調査を実施いたしました。今回、アンケート調査の速
報値がまとまりましたので、調査概要とあわせてご報告いたします。
- 本調査は大きく2つの構成で実施いたしました。まず、区民向けアンケート
です。1 アンケート調査(1)対象者及び標本数 ア 区内在住の20代から30
代の独身の男女1,000人。イ 区内在住の20代から30代の既婚の男女1,
000人。(2)調査方法 住民基本台帳から調査対象者を無作為抽出すること
で行いました。抽出した対象世帯宛てに案内文を郵送し、インターネット
による回答としました。(3)主なアンケート項目です。結婚・妊娠・出産等
におけるニーズの把握、少子化対策における取組についてなどです。詳
細は別紙1のとおりとなります。(4)実施時期です。令和6年6月17日
から7月9日で行いました。(5)調査結果です。有効回答率32.2%。こ
ちらは令和6年8月1日時点の速報値となります。単純集計表(速報値)は
別紙のとおりでございます。
- 続いて、2 事業所ヒアリング調査です。(1)対象事業所 区内に立地する
従業員数の規模がそれぞれ異なる事業所、2事業所に行いました。なお、各
事業所の従業員規模は2,500人規模と、70人規模で行っております。(2)
実施時期です。令和6年7月12日に実施いたしました。(3)調査内容です。
企業で実施している仕事と子育ての両立支援制度及び制度活用状況等につ
いてヒアリングを行いました。
- 今回、アンケート調査の単純集計からいくつかご報告いたします。
回答はn、回答者数を100%として百分率で算出しております。小数点以下
第2を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しない
ことがございます。また、複数回答ができる質問では、回答比率の合計が
100%を超える場合がございます。
- それでは、3 ページ設問9をご覧ください。独身の方に結婚願望を聴
きました。「1、結婚したいと思っている。」「3、結婚には興味があるが
まだ具体的ではない。」「4、現時点で結婚には興味がないが、将来的には
考えている。」こちらを足し合わせると約90%の方が結婚に前向きな考
え方を持っていることが分かりました。
- 続いて4 ページ、設問12をご覧ください。独身の方に婚活をして
いるか聴いたところ、約81%は婚活をしていないという回答を得ました。
- また、婚活をしていない方に設問13で「婚活をしていない理由につ
いて」聴きました。「出会いの機会が少ないため」「面倒だから」「忙し
さや時間の制約があるため」の順に回答が多かったです。
- 続いて6 ページ、設問19をご覧ください。全ての方に、「今後、子
どもを欲しいと思うか」に

ついて聴きました。「1、近い将来に子どもが欲しいと思っている」「2、将来的には子どもが欲しいと思っているが、具体的な時期は未定」を足し合わせると約61%の方が、今後、子どもが欲しいと思っていることが分かりました。

- 次のページ設問20では、「子どもが欲しいと思っている」方に理想の子どもの人数を聴きました。約61%の方が「2人」と回答しています。
- また、設問22では、理想の子どもを持つために必要な条件について聴きました。約93%の方が、「経済的な安定や十分な収入」を必要と考えていることが分かりました。
- 8ページ設問23では、設問19で「子どもを欲しいと思っていない」方に理由を聴きました。「経済的な負担や生活費の問題」が約74%と最も高く、次に「出産・子育てに対する不安や責任感」が約49%となりました。
- 最後に11ページをご覧ください。設問34では、少子化対策として自治体が取り組むべきと考える具体的な事業や取組について聴きました。「子育て支援金や補助金の充実」「子育て支援策の充実」「子育て支援施設の充実」の順で回答が多い結果となりました。
- アンケート調査及び事業所ヒアリング調査について、現在報告書を作成しております。報告書ができ次第、子ども・子育て会議で改めてご報告させていただきます。

会長

- それではただいまの説明について、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。無いようでしたら、次に行かせていただいでよろしいでしょうか。
- 次に議事(1)の⑤について事務局よりお願いいたします。

事務局

(資料1-5 (仮称)葛飾区子ども総合計画(骨子案)について)

- こちらは今回策定する(仮称)葛飾区子ども総合計画の章立てを表した骨子案となります。
- 第1章の「計画策定に当たって」は、以下に記載の1から5を位置付けます。1の計画策定の背景については、本区で行ったこれまでの子ども・若者や子育て支援、本計画策定に至る経過・背景などについて記載いたします。2の計画策定の趣旨については、根拠法及び基本指針等の目的・理念に基づき、策定の趣旨を記載いたします。3の計画の位置付けについては、本計画を策定する根拠となる法律や調和を図る必要がある基本構想等を記載いたします。4、計画期間については、本計画の期間を5年間にするとともに、必要に応じて計画期間中に見直しを行うことを記載いたします。5、計画における「子ども・若者」の定義につきましては、こども大綱を参考にして本計画における子どもと若者の言葉の定義を記載いたします。
- 次に、第2章の「子ども・若者等を取り巻く状況」は、本区の子ども・若者、子育てや出生の状況に関わる概況について記載いたします。
- 次に、第3章の「計画の基本的な方向性」では、以下に記載の1から5を位置付けます。1の計画の考え方については、子ども・若者等の支援について本計画での考え方を記載いたします。2の基本目標については、「葛飾区子どもの権利条例」「葛飾区子ども・若者基本構想」「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」及び「葛飾区子ども・若者計画」の理念等を踏まえて作成いたします。3の基本方針については、基本目標を実現するために、子ども・若者の健やかな成長を支えるための方針を作成いたします。4の施策の体系については、基本目標、基本方針、施策、主な取組を可視化いたします。
- 次に、第4章の「施策の展開」では、各基本方針に位置付けた施策ごとの内容や主な取組等を記載いたします。
- 次に、第5章の「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策」では、以下に記載の1から5を位置付けます。1の子ども・子育て支援事業計画については、本計画で掲載すべき事項等を記載いたします。2の教育・保育等提供区域については、以前の子ども・子育て会議でお諮りしました、第二期子ども・子育て支援事業計画と同様の提供区域の設定等を記載いたします。3の教育・保育の量の見込み及び確保方策については、今後、本会議や作業部会で意見をいただく予定の計画における、東西南北別及び区全域の量の見込みと確保方策を記載いたします。4の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策については、本日ご説明いたしました量の見込みと確保方策の考え方をもとに算出し、記載いたします。5の認定こども園の普及等にかかる取組(教育・保育の一体的提供及び体制の確保)については、国の基本指針において、認定こども園の普及に係る考え方を記載することとなっていることか

ら、東京都の方針も踏まえて記載いたします。

- 次に、第6章の「計画の推進体制」では、以下に記載の1から5を位置付けます。
 - 1の計画の周知については、子ども・若者への本人や、子育ての関係者をはじめ、多くの区民の理解、協力が重要であることから、計画の周知方法について記載いたします。
 - 2の、関係機関等との連携・協働については、基本目標の実現に当たり、庁内の連携はもとより、関係機関や地域等との連携・協働しながら、子ども・若者等の支援を行うことを記載いたします。
 - 3の計画の実施状況の点検評価につきましては、現在も実施しております子どもや保護者へのアンケートを引き続き実施し、計画の点検・評価を行うことを記載いたします。
 - 4の子ども・子育て会議、子ども・若者支援地域協議会については、計画の推進に当たって、本会議や一体化する葛飾区子ども・若者計画の推進等において意見を聴いている子ども・若者支援地域協議会の意見を聴いて進めていくことを記載いたします。
- 以上が、(仮称)葛飾区子ども総合計画の骨子案についてのご説明になります。
- 最後に、(仮称)葛飾区子ども総合計画の名称について、皆様からご意見をいただければと考えてございます。当初は子どもの定義を、国のこども基本法を踏まえて成長の過程にあるものとして、ここに様々な困難を抱える若者も含めて子どもとし、(仮称)葛飾区子ども総合計画としておりました。事務局で本計画の検討を進めていく中で、こども大綱に記載されている、思春期と青年期のものを若者とし、法令に定めがある場合を除いて、分かりやすく示す観点から、子どもと若者を分けて表記するという注釈を参考に、現行の子ども・若者計画で位置付けられている子どもと若者の定義をそのまま引用し、本計画においても子どもと若者を分かりやすくするため、言葉を分けていきたいと考えてございます。このため、計画の名称についても、(仮称)葛飾区子ども総合計画から、(仮称)葛飾区子ども・若者総合計画に変更したいと考えておりますので、委員の皆様からご意見をいただければと存じます。

会長

- それでは、今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。子ども・子育て支援計画は、今まで量の見込みと確保方策が主軸だったんですけども、例えば横浜市とかは、質の確保っていうのが、かなり太く書かれてるんですよ。施設等に、コーディネーターを派遣して保育の指針みたいなものを作って、それを100%子どもの主体的な保育に向けてやっていこうみたいな、明確なビジョンを出しているんです。さっきお話あった世田谷区も、総合教育センターに当たる部署が、質の向上の研修とか、有識者の派遣事業をやっていると。新宿の次世代育成支援計画でもこういう質というところに、ようやく盛り込まれてきそうな気配なんですね。この新しい計画でその質っていうところ。量はもう増やす必要もなく、保育園も増えないので、学童保育なんかも、もう目標だけ決めてという感じで、その質みたいなところの踏み込みっていうのはなくていいのかというのを感じたんですが、いかがでしょう。

子ども・子育て計画担当課長

- 今おっしゃっていただいた点、非常に重要なポイントかなと思いますので、この骨子案のところでご意見いただいたというところがございますので、中で調整をしてそういった視点入れられるように、考えていければと思っております。

会長

- 皆さんに1つだけお諮りしなきゃいけないことがあって、計画名の変更。葛飾区子ども総合計画から、葛飾区子ども・若者総合計画としたいということで新たな名称にしたいんですけども、どうでしょうか。もし反対意見がなければそれで。子どもって言葉には18歳まで子どもなので、若者も必然的に含まれてきますが、それをより明確化しようとしたというところと理解していただけたら。反対がないということでその方向でお願いいたします。
- 他にご意見、ご質問がなければ次の議事へ進みます。

(2) 令和6年度葛飾区の現況について

会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2 令和6年度葛飾区の現況)

- こちらは保育所等における、葛飾区の現況となります。
- まず1番、乳幼児人口の推移についてです。令和2年度時点では、乳幼児人口は合計で21,421人でした。これが令和6年度時点では18,507人となっており、この間、2,914人減少しております。令和5年度と比較すると、全年齢で人口が減少している状況であり、令和5年度の前年比マイナス566人より減少幅が大きくなっており、654人の減となっております。令和6年の時点で、各保育施設合計で定員が13,005人。在園児が11,221人となりました。
- 次に、2ページ3番、乳幼児人口に対する在園児の割合です。乳幼児人口に対する在園児の割合は、令和2年度は52.9%。以降、令和6年度の60.6%まで毎年増加しております。
- 次に4番、1歳児等受入事業についてです。この事業は、令和6年の4月入園児募集において、入所保留になった1歳児等を対象として、一時保育スペースなどを活用して、1年間の受入れをするもので、今年度事業を実施した施設数が23施設、利用数は21人となりました。
- 続いて5番、待機児童数についてです。2ページ下の表では、過去5年間の推移を記載しております。令和2年度は21人の待機が生じていましたが、令和3年度から、国の基準に基づいた待機児童数は0人を継続しております。
- 続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、学童保育クラブにおける葛飾区の現況となります。まず1番、区立小学校在籍児童数推移をご覧ください。区立小学校の児童数は、令和3年度まではほぼ横ばいでしたが、前年度と比較すると、令和4年度は152人、令和5年度は108人。令和6年度は62人の減少となっております。
- 次に、右側の2番、学童保育クラブの状況についてですが、令和2年度の89カ所から令和6年度には93カ所と、この5年間では計4カ所の増加となっております。
- 続いて3番、入会者数の推移です。学童の入会者数は合計で4,969人となっており、前年度の4,888人と比較すると、81人の増加となっております。
- 最後に4番、待機児童数についてです。令和3年度以降待機児童は増加しており、令和6年度は442人の待機が生じている状況です。

会長

- ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。もしないようでしたら、次にいきたいと思います。

(3) その他

会長

- 続きまして、議事(3)その他①について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

(資料3 令和5年度葛飾区児童相談所の現況について)

- 本件は令和5年10月1日に開設いたしました、葛飾区児童相談所の令和5年度の実績を報告するものです。1の相談件受付件数につきましては後ほどご説明いたします。
- (1)の本区一時保護延べ児童数については、開設後に本区の児童相談所の一時保護所で保護した本区の児童数で、人数は51人です。
- 次に、(2)の一時保護委託児童数については、他の児童相談所の一時保護施設や乳児院などに一時保護を委託した児童数であります。資料にある49人の中には昨年10月の児童相談所の開設時時点で都の児童相談所や他の施設等の方を決定した児童45人を含んでおります。
- 次に(3)の令和6年3月31日現在の一時保護在籍児童数につきましては、アの本区の一時的保護所在籍児童数が20人で、イの里親や乳児院などに一時保護委託をしている児童数は9人です。
- 次に3の令和6年3月31日現在の社会的養護についてです。(1)措置等児童数、それから2ページに進んでいただきまして、(2)里親等登録数、(3)区内里親養育児童数、(4)里親委託児童数、これらにつきましては各表の通りです。
- 続きまして、4の医師による判定等実績についてです。児童相談所での愛の手帳の交付に必要な医師による判定を行った件数など、各種別の件数につきましては、こちらに記載のとおりです。

- 次ページにお進みいただき、表1をご覧ください。こちらが先ほどの本区児童相談所開設後の相談受付件数で、総数は1,137件でございます。また、総数の隣にあります養護相談の被虐待相談が663件で、養護相談にかかる子育てで困っており養育困難と判断される相談などのその他相談が126件。その他各相談件数は表に記載のとおりです。
- 下の表2は、被虐待相談件数の総数663件について、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4種虐待に関するそれぞれの件数を示したものです。

会長

- ありがとうございました。それでは何かございましたらお願いします。

委員

- 相談を受理してくださっている総数が1,137件ということだったんですが、このうち終了したケースとかはどれくらいあるのか、終了した事由とか、どういう形で終結したのかみたいなどころもしありましたら教えて下さい。

相談援助担当課長

- 正確な数字が出てこないんですけども、これはもうお受けした件数なので、必ずこの10月から3月31日にお受けをした相談が年度内に終わるわけではないので、非常に長引くものと割と短期で終わるもの等がございます。例えば、障害相談だと判定を受けてそれで所見終了で非常に早く終わるんですけど虐待相談等はその後の対応が非常に長くなりますので、一概にいつまでに終わるかというのは数字で出てこないといった状況でございます。

委員

- 確かに知的障害とか、手帳の相談とかだったらある程度、支援のめどがつけば終了っていうふうになるのは自然の流れかなと思うんですけど、虐待とかですとご家族の状況ですとか、様々な要因が複雑に絡み合ったものですので、むしろ終わらない方が、正解とかどこかがきちんと見守りの目を届けるみたいところが大事なケースになる場合が非常に多いかなと思いますので、むしろ終わらないっていうのは、ベストとは言わないまでもベターな選択だっているのは私もすごい感じますので、そういった部分をきちんとケースとして持ってきているのは非常に心強いです。ありがとうございます。

会長

- 他になければ次に進みます。次に議事(3)の②について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

(資料4 (仮称) 葛飾区社会的養育推進計画策定の進捗状況について)

- 1、葛飾区社会的養育推進計画策定委員会、社会的養育を推進し、子どもの最善の利益を実現するための計画の策定を検討するため、葛飾区社会的養育推進計画策定委員会を設置いたしました。委員の構成は、こちらの(3)委員の名簿に記載のとおりでございます。第1回の委員会を6月27日に開催いたしました。議題は、(4)に記載の通りでございます。委員会において、委員の皆様からいただいたご意見を考慮した上で、現在、社会的養護当事者に対するアンケート等を実施しているところです。次回の委員会は、今月22日の開催を予定しており、当事者アンケート等の結果についてと、素案の検討を行いたいと考えております。続いて2の今後のスケジュール予定につきまして、裏面をご覧ください。今後のスケジュール予定につきましては、前回報告したときから、内容は変更ございません。

会長

- ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

3 閉会

会長

- 最後に、事務局より連絡事項があります。

事務局

- 次回の子ども・子育て会議は10月8日(火)を予定しています。詳細が決まり次第、開催通知

をもってご連絡いたします。

会長

○本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。長時間のご協力ありがとうございました。